○政治資金適正化委員会告示第十六号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人から登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年四月七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三四六七	大川　圭介	三六一〇　二二、三、七	

○外務省告示第百七十五号

平成二十二年三月十八日にプノンペンで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億円
3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十二年四月七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百七十六号

平成二十二年三月十八日にプノンペンで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億円
3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十二年四月七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百七十七号

平成二十二年三月十八日にプノンペンで、ネアックルン橋梁（りょう）建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ネアックルン橋梁（りょう）建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億三千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年九月三十日まで
4　署名者
日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十二年四月七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百七十八号

平成二十二年三月十八日にプノンペンで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億二千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十二年四月七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百七十九号

平成二十二年三月十七日にキトで、ベンハミン・カリオン・エクアドル文化会館国立劇場音響及び照明機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ベンハミン・カリオン・エクアドル文化会館国立劇場音響及び照明機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九千五百七十万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年十月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　今井治在エクアドル大使
エクアドル側　リカルド・パティーニョ・アロカ外務・貿易・統合大臣

平成二十二年四月七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百八十号

平成二十二年三月十七日にキトで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　今井治在エクアドル大使
エクアドル側　リカルド・パティーニョ・アロカ外務・貿易・統合大臣

平成二十二年四月七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百八十一号

平成二十二年三月十七日にキトで、新マカラ国際橋建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　新マカラ国際橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八億円
3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　今井治在エクアドル大使
エクアドル側　リカルド・パティーニョ・アロカ外務・貿易・統合大臣

平成二十二年四月七日

外務大臣　岡田　克也

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、平成二十二年四月一日付けをもって主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

平成二十二年四月七日

財務大臣　菅　直人
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）